

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	買受人以外の者に対する卸売の許可	
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第16条第1項ただし書	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>規則の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第16条第1項ただし書</p> <p>(卸売の相手方の制限)</p> <p>第16条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、買受人以外の者に対して卸売、をしてはならない。ただし、次に掲げる場合であつて、市長が買受人の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>(1)市場における入荷量が著しく多いため、又は市場に出荷された物品が市場の買受人にとって品目若しくは品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合</p> <p>(2)市場の買受人に対して卸売をした後、残品を生じた場合</p> <p>(3)他の卸売市場の入荷量を調整するため当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をする場合</p> <p>(4)卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間であらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人(卸売の業務を行う者から卸売を受けることにつき当該他の卸売市場の開設者の許可又は承認を受けた者をいう。)に対して卸売をする場合</p>	
標準処理期間	標準処理期間	1日（即決）
	標準処理期間を設定できない理由	